

第3回三重県手話言語に関する条例検討会（議事概要）

日 時：平成27年12月16日（水）13:03～14:42（休憩）14:55～15:02

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県手話言語に関する条例検討会委員12人

国立大学法人筑波技術大学 教授 大杉豊

資料：検討会資料

第3回 三重県手話言語に関する条例検討会 事項書

資料1 第3回三重県手話言語に関する条例検討会に招致の学識者

大杉氏 資料

（途中配付）

資料2 第4回三重県手話言語に関する条例検討会に招致予定の有識者（案）

委員：皆さん、こんにちは。ただいまから、第3回三重県手話言語に関する条例検討会を開催いたします。本日は、学識者からの意見聴取を行います。筑波技術大学の大杉豊教授にお越しいただいております。時間配分として、大杉教授から60分程度お話をいただき、その後、質疑応答を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、大杉教授は手話を使われますので、傍聴の方も含めて皆様が手話を見てくださいることができるよう、大杉教授は、座長の向かって左手に着席いただくという、このような席の配置となっていることをご了承ください。

さて、大杉教授におかれましては、ご多用中にもかかわらず御出席いただきまして、本当にありがとうございます。三重県手話言語に関する条例検討会を代表しまして御礼を申し上げますとともに、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、簡単に大杉教授についてご紹介させていただきます。

大杉教授のプロフィールは、資料1のとおりですが、現在、国立大学法人筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部 聴覚障害教育実践部門の教授であり、手話言語学、ろう者学を専門分野とされています。そもそも、筑波技術大学は、聴覚障がい者と視覚障がい者のための高等教育機関としては我が国唯一の存在であり、聴覚・視覚障がい者を専門職業人として育成し、よりよい社会自立を促進するとともに、最新の科学技術を応用して障がいの特性に即した教育方法を開発し、障がい者教育全般の向上に貢献することを目的としております。

また、大杉教授は、財団法人全日本ろうあ連盟において平成12年から6年間、本部事務所長を務められたご経歴をお持ちであることも、付け加えさせていただきます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

1 学識者からの意見聴取

学識者：ただいま、御紹介いただきました筑波技術大学 大杉豊と申します。よろしく願いいたします。

今日までいろいろとご準備、ご協力いただきました議会事務局の皆様には御礼を申し上げます。今日、この会場の手話通訳もどうするかといろいろご相談させていただきましたましてありがとうございます。私としては、手話を使って話しやすい形を採らせていただきありがとうございます。また、傍聴者のお席からも私の手話が見えるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。そのように準備させていただきました。

今、座長さんからご紹介いただきましたが、少し私からも自己紹介をさせていただきたいと思えます。私は生まれたときから聞こえません。筑波大学の附属小学校に入りまして、その後、大学は早稲田大学に入りました。しかし、最初の1年から2年間はまあまあ友達にノート提供などをしてもらい、ノートを借りたりしながらなんとか学んできましたが、3年生になってからは、学習者が少ない中でのゼミが始まりましたので、もうお手上げでした。何もできなくなりました。コミュニケーションが取れないという問題です。そのときに、指文字のカードがありましたので、ゼミの学生たちにその指文字のカードを配って覚えてくださいとお願いしたのですが、まだまだ理解をしてもらえない時期でした。ということで、学術的な内容のコミュニケーションについては諦めていました。結局、大学は中退することになってしまいました。

その後、7年間ぐらい、ろう者と聴こえる人が一緒に人形劇をつくるというところがありまして、人形劇団ですが、「ひとみ座」といいます。「ひょっこりひょうたん島」を御存じかと思いますが、それを作った劇団に入りまして、劇をしながら生活するという方法でした。でも、7年程後に改めて大学で学びたいという気持ちが高まりまして、特に手話を教えるためにきちんと手話について学びたいと思えました。そのために米国に渡りました。大学は、すべての授業に特定の手話通訳者を配置してくれました。そのためにきちんと学ぶことができました。そのまま大学院まで進みまして、博士号も取ることができました。

その後日本に戻り、「全日本ろうあ連盟」に就職しました。6年間は全国の仲間との運動の中でいろんなことを学んでいた時期でした。その後、今の仕事に就きまして、現在に至っています。大学では、自分と同じ耳が聞こえない学生達に対して手話でコミュニケーションを取る方法を指導したり、ろう者として生きていくために必要な知識、文化を教えることを今しております。

自己紹介が長くなってしまいましたが、本日のテーマは、手話に関わって私が今まで学んできたことを、自分なりの取組の中で分かってきたことを皆さんと共有させていただきたいと思っております。

手話は、昔はイメージが悪いですが、「手真似」と言われていました。それがようやく「手話」と言われるようになったという時間の経過があります。今は手話が言語として認知が広まりつつあるところですが、社会的な立場といえますか、手話もきちんとした言語であるということが社会の中で認められつつあるのではないかと考えています。この三重県でも手話言語条例を策定していただくことは非常に心強いことです。

日本で手話が生まれたのは、明治11年、京都で聾学校が創設されたときと言われています。そのときに耳が聞こえない子どもたちが集まってまいりまして、自然に手話でのコミュニケーションが始まったということです。

聾学校が創設される前はどのような状態だったのでしょうか。それを知るための資料はほとんどありません。けれども、今までの研究者の中での話をまとめますと、聞こえない子どもたちは、それぞれの家の中で孤立していたようです。もしコミュニケーションがあったとしても、それは家族の中で使えるだけ、例えば、「食べる」とか、「寝る」とか、「3時」とか、本当に簡単なコミュニケーションの範囲だったのではないかと考えられます。そのような中で聞こえない子どもたちは自分の言語を持つことができなかったと思います。明治11年に聾学校ができたときは盲学校も一緒でした。セットで作られたのです。盲の子どもとろうの子どもが同じ学校で教育を受けていました。そういう学校が全国にできていきました。

ですが、盲の子どもとろうの子どもを同じ教室で指導をすることはできません。別々の教室で別々の先生が指導していました。そのときに、盲の子ども達は、はじめから音声でコミュニケーションが自然に取れますので、当然ですね、盲の子どもたちは耳が聞こえます、聴力はありますので、音声でのコミュニケーションが取れていました。でも、ろうの子どもたちは聞くことができませんでしたので、目を使って身振りや手を動かしてのコミュニケーションが必要であり、自然に生まれてきました。それが今の手話の基本になっています。先生方も一緒に手話を作って示したりとか、聞こえない子どもたちの手話を見ながら先生たちも学んでいたというような方法で、まずは手話でのコミュニケーションを作った。それはとても大事なことだったと思います。

その後、口話を教える、あるいは聞く訓練をする、それはもっとも後のことです。少しずつ入ってきましたけれども、一番最初は手話でのコミュニケーションができる上で教育が行われていた、それがとても大事なことです。

今、少し手話を見ていただきたいと思います。聾学校ができたころの手話は、主に二つの作り方がありました。一つは、自然に身振りから生まれてきたもの、もう一つは、先生が言葉の意味を考えて、それになんとか合うようなイメージで作ったものがあります。身振りから生まれた手話は例えば、「食べる」、わかりやすいですね。「草」、「木」、「獣」、「足の爪」です。「魚」、今、皆さんから見ただけでもわかりやすい手話だと思います。

もう一つ（後者）は、江戸時代の文化と関わるようなものです。なぜ江戸時代の文化が関わるのかといいますと、明治時代にできました聾学校の先生方は江戸時代に生まれた方達だったからです。中には昔の武士だった方もいらっしゃいましたので、そういった関係で江戸時代と関わりのある手話がたくさん生まれてきました。「昔」はちよんまげの形で表現するろう者もいます。「引退する」はちよんまげを切るように表現します。大原先生の説によると、「調べる」、これは十手で調べるという表現になります。「間に合わない」は、このような表現になります。それは、刀を抜く仕草、いざ抜こうとしても抜けない。ここから間に合わないというような表現になります。それぞれの手話、語源を知ると、ああ、なるほどというふうに、これは江戸時代の文化が実感できることになります。それが今も手話に残っています。

また、もう一つ大事なことがあります。その時代は、学校を中心に卒業生も学校のあるところに生活していました。そこでろう者の社会をつくっているのが多かったです。なぜかと申しますと、聾学校を卒業した後、聾学校の先生が卒業生の働き口を紹介しています。そのときの聾学校は、職業科があるのが当たり前でしたので、男子は木工、女子は被服、小さい職人のいる場所、そこを紹介していました。それぞれの職場で何か問題が起きたとき、例えば、コミュニケーションができない、どうして私だけお給料が安いのかなど、いろいろな問題が起きます。そのたびに聾学校の先生が、その職場に出向いて問題を解決するためにいろいろと動いてくださいました。つまり、それくらい聾学校の先生達には、手話ができて当たり前というのが多くいまして、ろうの生徒達が卒業した後も結婚を含めて、また、その生まれた子ども達までいろいろと面倒を見てきました。ですから、聾学校の先生達は、卒業生同士の結婚を勧めたり仲人を務めたりすることも多かったです。ある聾学校では、100組以上の仲人をした有名な先生もいらっしゃいます。それくらい、昔の聾学校の先生はろうの教育だけではなく、生活全般に深く関わっていました。

次に移ります。昭和43年の福島で日本で初めて手話通訳者が集まる会議が開かれました。その会議に参加した通訳者を見ますと、ほとんど聾学校の先生たちであったようです。教育関係者が集まって手話通訳のことを話す。今では想像できない光景です。その会議の中で大きな論点が2点あります。手話通訳者は何を求められているのか。2点目、手話は今後どう発展していくべきなのか。1つ目の手話通訳者がどんな仕事をしているのか。また、どのような役割を持っているのか、これについては、京都聾学校の伊東先生という方が、手話通訳者は、まず、ろう者の権利を守るための役割が大きいということを主張されました。ここで言う権利といいますのは、「働く権利」が一番大きいと思います。また、その当時、聾学校を卒業した後に、近くの職場ではなく、例えば、愛知県の自動車の大きな工場に働きに行くというような例が出てきています。自分の卒業した聾学校から離れる、聾学校の先生も支援できなくなります。ですか

ら、新しい地に行ったときに、福祉事務所に助けていただかなければいけません。でも、その福祉事務所の職員は手話ができない人が多かったです。そのために、まずはその場で手話ができる職員を増やしていく。少しでもろう者の生活を把握して支援できる、又はきちとろう者の職場、働く権利を守る通訳者が必要という考え方が論じられました。

2点目、同じく聾学校の先生です。栃木の田上さんとおっしゃいます。その先生は、そのときの手話を見ますと言葉の数が足りない、「語彙」と言いますが、ろうの子どもたちの語彙が少ないので、ろう者同士の会話も少し質が低いのではないかと。例えば、政治、行政などの関係の話ができるのかどうか。もう1点、手話通訳をするときに日本語から手話に変換する適切な言葉があるのかどうか、そういうことを問題提起して、一日も早く手話の単語の数を増やす必要性があると力説されました。その2つの論点が、このときのろうあ運動のリーダー達の運動方針作りに大きく影響を与えたようです。

昭和43年の通訳者会議が終わった後、すぐに次の昭和44年翌年、全日本ろうあ連盟は手話の研究「手話法研究会」を作って、まずは日本全国に手話の表現が違ふそれぞれの単語を、日本語にもある方言と同じですが、方言だけでは全国で皆が一堂に会したときに通じませんので、NHKが使う言葉が今はやっていますが、それと同じように、手話も自分の地域の方言とは別に全国で通じる標準手話をまとめること、また、不足する必要な単語は新しい手話を作っていく、そう言う方向を作りました。すぐ手話の単語の本を作成して発行しました。これが、今、話した標準手話と言われているものです。それを作る仕事は、すぐに厚生労働省から認められ、現在も委託事業として、今、京都にあります日本手話研究所が標準手話の確定を続けています。例えば、衆議院選挙又は参議院選挙の前に政見放送があります。手話通訳者の顔がテレビに出ます。時事用語の手話表現が人によって異なるのでは困りますので、政見放送の日が決まったら、すぐに研究所の委員が集めて時事用語の手話単語を作ります。そして手話通訳士に広めます。

昭和44年からしばらくの間、作られてきました手話を少し紹介します。1つ目、「四季」、昔は春・夏・秋・冬というように、4動作になる表現であったようです。それをやめまして、新しい手話で「四季」、このように1動作で表現します。「移り変わり」を右手で移動させていきます。簡単に四季の意味に即した表現ができます。すっかり普及していますね。

「生涯」、新しい手話は「生涯」、このように表現されます。これは親指・小指で人々、左手は死ぬときを表します。死ぬまでということで「生涯」です。昔は、「生まれてから死ぬまで」というように表現されていました。

「憲法」、昔は基本の法律、又は骨の法律というような表現でした。今は「憲法」、このように表現します。これは基本の手話、法律という手話、それに最高に厳しい法ということで、法律を2つ重ねて「憲法」、今までにある手話単語の

部分を借りて組み立てて新しい手話の表現を作っています。

ほかには「人口」、昔は人と口で表して組み合わせて「人」「口」と2つの動きで表していました。新しい手話では、その2つを合わせて「人々」という手話ですが、口という形を書く人口、これで一つの手話となっています。このように言語計画といえますか、日本手話研究所でみんなが使いやすい、更にわかりやすい、時間も短く早く表現できる、スムーズに会話ができるということで、今も毎年、新しい手話を作り続けています。つまり、今も手話はどんどん発展をしているということでもあります。今は手話の発展についてお話をしました。

もう1つは、手話通訳制度の発展ということがあります。先ほどお話をしましたが、通訳者会議が行われた後、全国各地で手話通訳者のリーダーがネットワークを作り始めました。その方達と全日本ろうあ連盟がともに政府を相手に交渉を始めました。間もなく昭和50年に「手話奉仕員養成講座」というものが始まりました。奉仕員といえますのは、簡単な日常会話ができる程度の技術でろう者の生活を助ける人の資格です。日常会話程度の手話を市民に広めることをねらいとしています。ろう者が学校の授業参観、運動会などに参加する時に、手話奉仕員と一緒に行って周りで話されている内容を伝えることができるというようなイメージです。ですが、病院のような身体に関わるとても大事なケースは、奉仕員では対応ができません。それで、奉仕員養成をもっともっとレベルの高いものとして、「通訳者養成講座」というものも始まりました。これも現在までずっと続いています。さらに、国の制度としては、「手話通訳士認定制度」というものも始まりました。今も通訳士の方々が三重県でも少しずつ増えていると思います。手話と手話通訳のどちらもとても大事なことで、この2つが今までどのように発展してきたのかということ、本当に簡潔にはありませんが、お話をさせていただきました。

次に、「手話言語条例」についてお話をさせていただきます。手話言語条例の大きな意義は2つあると思っています。1つ目は、手話を言語として認知すること。2つ目は、1点目と絡みますが、ろう者が社会参加をし、皆さんとともに共生できる社会を作っていく、社会の担い手となることです。この2つがあると思っています。また、県が作る場合、市町村が作る場合、少し状況が変わってくるのではないかと考えます。でも、基本は同じです。

ここで、少し私の意見をお話させていただきます。「スタンダード」という言葉があります。日本語に変えると「基準」ということになるのでしょうか。それははっきりしたものもあれば、曖昧なものもあると思いますが、今の日本の社会では、おそらく無意識に日本語ができることが一つの規準になっているのではないかと思います。体が健康であるということも一つの規準になっていますね。ですから、その規準によると、耳が聞こえない人達は日本語がうまく話せませんので、あるいは、耳が聞こえないので音が聞こえず音声も聞き取れませんから、規準から外れていることになります。つまり、聞こえない人達は、

一つの基準に照らし合わせると、とても弱い立場に置かれています。ですが、私としては、規準は一つだけではなく、ダブル、2つ以上の規準があつてしかるべきだと考えています。

もう一つの規準は、手話が言語であるということです。それから、耳が聞こえない人達が、自分が聞こえないことを自覚しつつ、出来る部分で社会参加を果たしていくということです。これはもう一つの規準であると思っています。ですから、私としては、日本にある一つの規準だけではなく、今私が話しましたもう一つ、私たちが見落としている価値観、もう一つの規準を念頭に、手話言語条例を作っていただきたいと思っています。

次に、手話言語条例の理念についてです。全日本ろうあ連盟が報告書で発表している5つの権利というのがあります。資料に書いてありますとおり、「手話を獲得する権利」、「手話で学ぶ権利」、「手話を学ぶ権利」、「手話を使う権利」、「手話を守る権利」、この5つの権利です。

1つ目の「手話を獲得する権利」といいますのは、先ほどお話をしましたが、聞こえない子どもは同じろうの子どもたち同士一緒に過ごすことによって、手話ができる先生と一緒にいらっしゃれば、手話を言語として100%獲得することができます。ですが、今はそういう機会がありません。今は、手話でのコミュニケーションが大切ということは、皆さん理解をしていただいていると思いますが、先ほどもお話しましたとおり、1つ目の規準がやはり大きく幅を占めていると思います。補聴器を付けて少しでも聞こえる力を利用しながら、音声でのコミュニケーションができるように、こういったご両親の願いもあると思います。でも、それが教育方針になってしまっているところが非常に多いです。ですが、その音声コミュニケーションの方法で言語が100%できるのか。その状況で音声言語が100%できるようになっているという方に私はお会いしたことがありません。

今、私は大学で教えていますが、三重の方も含めて全国からろうの学生たちが集まってきます。今、学生たちを見ると、半分ぐらいは聞こえる学校を経験して私の大学へ来ています。残りの半分は聾学校を卒業しています。聞こえる学校を卒業した生徒達は、3分の1ぐらいが人口内耳を装用しています。1対1での音声コミュニケーションは可能ですが、グループの中で活動していこうと思うと、耳で聞いてというコミュニケーションは非常に難しくなっています。雑音が大きくなったりしています。なので、大学の生活の中で、手話を覚えたいと言い始めます。

では、どうして小さいときから手話を覚えなかったのかと聞くと、覚える機会がなかったと答えます。手話に対してコンプレックスがあるのではないかと聞くと、それはないと言います。手話は小さいときから覚えたいと思っていた。でも、親が認めなかったという学生達はたくさんいます。じゃ、任してくれということで手話の指導を始めますが、非常に残念なことに手話を100%覚える

ことはできません。なぜかという、手話がコミュニケーション手段以上に、複雑な体系を持つ言語だからです。皆さんも過去に経験されたことがあると思いますが、英語、中学校のころから学習を始めますが、100%身につけることはできないですね。その学習だけで100%英語が身につけられる方は非常に少ないのではないのでしょうか。手話も言語ですから、大学に入ってから覚えようと思っても、100%覚えるのは無理なんです。結局、中途半端になってしまいます。日本語も中途半端、手話も中途半端というような状況が生まれています。でも、他の方法はありません。非常に苦しんでいる様子もわかります。

やはり、ろうの子ども達は手話を獲得する機会を子ども達自身が選択できることを保障しなければいけないと思います。そういったことも手話言語条例の中で、範囲は限られますが、保障していけることだと思います。県が管轄するろう学校で、幼少時から手話を習得する機会も選択肢に含めるような内容を言語条例の中で考えていただければいいと思います。群馬県の条例にはそういった文言が入れています。

聾学校について申し上げますと、「手話言語を習得した教員の確保」という文言ですと、文部科学省の方針と関わりが生じますので、「手話に関する専門的な知識を持つ教員の確保」というような表現が手話言語条例ではできないのではないかと思います。

2番目の「手話で学ぶ権利」です。手話のコミュニケーションが基本にあつて、それがしっかりしていれば、先生から又は友達から先輩からいろいろなことを学ぶことができます。私も聞こえる友達から学んだことよりも、ろうの先輩から学んだことの方がたくさんあります。なぜかといいますと、聞こえる友達は声で話す、又は書いて話す、そうしますと、どうしても内容が浅くなります。例えば、聞こえる友達同士でけんかを始めると、私がどうしたと聞いても、「まあまあまあ後で話すよ」と言われます。みんなその時はけんかを見るのがおもしろいからです。私は見ていて何だろうと内容がわかりません。けんかが終わってどうしたと聞くと、「さっきのはこっちの人が悪いんだよ」と言う具合に、まとめて話されるだけです。そういうことが多くて、私が聞こえる友達から学んだことはこのようにわずかなことでした。

ですが、ろうの友達同士でけんかが始まりますと、見ててははっきりわかりません。手話がありますから。私自身が何でけんかが起きたのか、どちらが悪いのか、また、どうやって間に入ったらいいのか、自分で判断できます。そのように自分で理解して判断する力を作るためにも、目で見てわかるコミュニケーションとして手話が大事ということです。

3番目、「手話を学ぶ権利」、これは皆さん小学校のときに国語の教科がなぜあるかご存じですか。皆さん生まれたときから日本語で話をされています。それなのに改めて国語で日本語を学ぶ理由は何でしょうか。皆さん、理由はわかりますね、同じ理由でろうの子ども達にも改めて手話で学ぶ理由があると考え

ます。ですが、今の聾学校では手話を改めて学ぶ時間はありません。これは文部科学省の担当範囲ですので、手を出すのは厳しいかなと思います。

少し視点を変えてみますと、三重県の場合、久居高校では以前から一つの正科目として手話の教科があります。これは全国でもよく知られています。私もこの間、9月に鳥取の手話パフォーマンス甲子園に久居高校の皆さんが参加されましたので、その皆さんと交流する機会がございました。そのとき、手話だけではなく聞こえない人たちの理解をしたいという気持ちが非常に強く出ていて、私はとても感動しました。

ですから、県でできることとしまして、県立高校、そこに手話をきちっと教える科目として組み込む、そういうことができるのではないかと考えます。また、久居高校の取組みをもっと全国にPRしていただきたいと思っています。

4番目、「手話を使う権利」、かなり昔、ろう者は町の中で手話を使うことはばかられていました。皆さんの好奇の目にさらされます。お店に入って手話を使うと迷惑がられたり、そういう状況がございました。仕方ないのではじめから先に書いたものを準備して店員に差し出す、それを読んでいただくという方法しかありませんでした。また、聞こえる人をお願いして何か商品を買う。ですが、今は理解が広まっていますので、お店に入っていくなり手話を表現しても、すぐにメモを差し出されるような状況になっています。

私も最近、三重のホテルを使うことがありまして、フロントで、女性スタッフの方に、チェックインで、「大杉です」というように手話で表現しました。その担当の女性は全く驚くことなく、「はい、すみません」というふうに手話で表現されて、紙を出してきて、こちらのほうにお名前を書いてくださいということでした。その紙に私が名前を記入して差し出したら、きちっと手続きをしてくれて、キーを私にくださいました。最後までとてもきれいな手話で「ありがとうございました」と彼女が表現してくれて、とても驚きました。

手話を覚えてくださいという普及はとても大事ですが、それは必ずしも手話を100%覚えてくださいという意味ではありません。いくつか大事な手話、「すみません」又は「ありがとうございます」、「よろしく申し上げます」、基本的な、英語もそうですね。「ウェルカム」とか「アイムソーリ」など覚えていただければ、本当に大事なことはろう者はどうして対応したらいいのか、ろう者の気持はどうなのか、そのことを理解していただく、また、理解したいという気持を持つ市民を増やしていただく、そのことが非常に大事ではないかと思っています。そのような広がりですべてろう者が町の中でどこでも恥ずかしくなく、堂々と胸を張って手話で会話ができる。また、皆さんの近くにもう一つの言語である手話を使ってろう者がいるということ。「何だ、あれは」ではなく、「ああやって手話を使っているのね」と自然に受けとめていただく共生社会の一つの在り方だと思います。

5番目の「手話を守る権利」といいますのは、先ほども少し申し上げました

が、全国では方言があります。今、私は東京の手話を使っていますが、手話通訳を担当されている方は全国で活動されていますので、私の東京の手話にも慣れていていると思います。三重は三重の手話があります。地域の手話と私の東京の手話は違う表現があります。また、生活も違いますので、三重の地域に暮らそう者がどんな手話を使っているのか、また、どういう生活をしているのか、それも津市だけではなく、南部、また、至るところに暮らしているろう者がどのような状況なのか、それを県の範囲で調べていく、調査することもぜひしていただきたい。高齢のろう者、三重にも昔の手話が残っていますので、それを全国から見ると大事な言語遺産になっています。それを残していくということ。

最後になりますが、手話言語条例を作るための理念、三重県の以前の障がい者団体連合会会長の山本さんの言葉に、「当事者の立場で提言し、協創、協働して共生社会を実現することを目指す」というのがあります。この言葉は、アメリカでは非常に大事な法律、障がいのあるアメリカ人法が作られるときに、この法律が障がい者を除け者にして作られるのはおかしいということで、障がい者団体が「私達のことを私達抜きに決めないで」というスローガンを出して運動しました。そのときに使われた言葉です。本当に大切なことです。

当事者についてですが、手話に関して、もちろん、ろう者、また、ろう者の家族、手話通訳者、手話サークルで学ぶ人たち、幅広い人達を含みます。その当事者たちは、手話言語条例ができた後に、この条例を率先して推進する立場になると思います。つまり、条例を作った後に、この条例を活かせるかどうかは、今申し上げた当事者の力が非常に大切、また、当事者自身も条例をもっと活かしていく、いろいろ頑張りたいという気持ちを持っているでしょう。ですから、今、よい機会ですので、当事者達の声、また、声だけではなく意見聴取など、そのようないろいろな方法でぜひ一緒に作っていきたいと思っています。

少し昔のことになりますが、国際障害者年が1981年にありました。その時のスローガンは、「障害者の完全参加と平等」というものでした。そのスローガンについて少し説明させていただきます。国連での最終案は「障害者の参加と平等」というもので、「完全」という言葉はありませんでした。ですが、最終段階、最終案のときに、難聴の委員から意見が出ました。車椅子の方達、目の見えない方達は、街の中の様々なバリアが解消された上で参加することに意義がある。ですが、難聴者の場合、体は元気で問題ありません。ある場所に行くことはたやすいことです。しかし、会合が始まりますと、立場が逆転して難聴の自分は何もわからない。車椅子の方々、目の見えない方々は話が進みますが、難聴の人達はコミュニケーションから取り残されてしまいます。だから、情報コミュニケーション保障が必要だということで、「完全」という言葉を付ける提案をしました。それが国連の中で認められて「障害者の完全参加と平等」という文言がスローガンとして広がりました。

今は手話の言語条例を作る話が進んでいます。私としては、「完全参加と言語

的平等」というように皆さんにぜひ理解していただきたいと思っています。完全参加は情報コミュニケーションの例です。つまり、社会からろう者に対して働きかけるもの。一方、言語的平等の面は一人ひとりの人間の権利に関するものです。ですから、ろう者に対しては、まず参加する前に、ろう者が自分の権利として手話に関する権利を有し、享受できることをきちっと社会が認知する、そのことを手話条例の精神に含めていただきたいと考えています。まとめになるかどうかはわかりませんが、意見としてお話を終わりにさせていただきたいと思います。

委員：どうもありがとうございました。

(拍手)

それでは、ただいまの御説明を受けまして、委員の皆様から御質問などがありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：日本で言語条例がようやく条例化されようと始まったところですが、外国についてはどのような発展方向があつて、障害者年などを契機にしてどのように進められてきたのでしょうか。

学識者：今の御質問ありがとうございます。完全に比較することは難しいですが、まず、日本人として誇りを持って申し上げられることは、条例がこんなにたくさん制定されているということは、世界の中には例がないことです。と申しますか、条例という言葉聞いたことはありません。ですが、逆に言いますと、国のレベルで考えますと、法律、言語法がないということでもあります。ですが、日本では市民から国に向けて働きかけていくような形がありますので、期待できると思います。

外国を見ますと、やはり国際障害者年をきっかけに、福祉の見方に含めて人権という見方も広まってきました。手話の言語に対する個別法が作られている国もあります。憲法レベルで手話が言語であるということ盛り込んでいるところもあります。先進的な国の例を出しますと、憲法から法律まで様々なところに手話という言葉が入っているフィンランドですね、様々な法律に手話という言葉が入っています。フィンランドでは、現在、モデル的な国となっています。フィンランドは日本と比べますと人口も少ないですし、県のレベルというより国の方からの指導がしやすいところかもしれません。個別法は、ハンガリーやニュージーランドなどの国にあります。特にニュージーランドでは、「マオリ」という言葉がありますので、3番目の公用語として認められています。この法律ができたことがきっかけで、やはり耳の聞こえない国民が生き生きと活動できるようになった、そういう状況も知られています。

ハンガリーでは憲法と個別法との両方があります。個別法の方では特に生まれたときに聴力に障がいがあるとわかった時には、保護者に対して説明すべき内容を揃えることとされています。今までは人工内耳を入れることを医者が説明するだけだったのですが、これからは法律の中で医師は人工内耳に関する説

明だけではなく、手話でのコミュニケーション、手話は言語であるというようなことも、合わせて説明しなければならないと規定されてきます。保護者が人工内耳、手話の言語性などの知識を持ったうえで、人工内耳にするのか補聴器にして手話習得を優先させるのか、それを決めるというような方法を取っています。

ただ、どちらにしても法律ができてからあまり年数が経っていませんので、社会がどんなふうに変ったのかまではつかめていません。

委員：ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにございますか。

委員：ありがとうございました。先ほど手話言語条例について、2つの意味があると言われて、言語として認知するため、それから、ろうあ者が社会参画、あるいは、共生する社会の担い手となることと言われました。でも、県や市が条例を作るのは、少し意味が違うと言われました。そのことはどういうことなのか教えていただきたいと思います。

学識者：いい御質問をありがとうございます。一般論は別にしまして、特に手話、あるいは、ろう者の生活についてお話をさせていただきますと、県と市町村の役割の違いは、国が指針として出されていると思います。例えば、手話通訳者の養成、派遣、それに関しても、市町村は特に奉仕員を養成する。そこに力を入れるという考え方があります。県は、より広域に手話通訳者を派遣する、その部で派遣できるように取り組む、それぞれのネットワークをつくっていく、県はそういうネットワークづくりを支援する。あるいは、奉仕員ではなくて、通訳士を更に増やしていく、通訳者を養成する、さらに、指導者も養成する、そこまでを県の一つの重要な役割として受けとめています。

聾学校について申し上げますと、それは県の管轄ですね。他には例えば災害が起きた場合、市町村の範囲では今は三重の聴覚障害者支援センターですか、市町村に対してそこで生活しているろう者を支援したいと思っていますと思いますが、なかなか市町村には踏み込んでいけない現状もあると聞いています。なので、県としても災害が起きたときには、きちんと県と市町村の垣根を越えて支援がスムーズにできるようなネットワークを構築していくことも、県としては求められているのではないかと思います。今申し上げたことを基本に、きちんとろう者が自立して様々に活動をしていくためには、手話が社会的に認められることを県レベルで積極的に推進することがとても大事になってくると思っています。

委員：ありがとうございます。よろしいですか。

委員：ありがとうございました。全然違う質問を後で。

委員：いいです、どうぞ。

委員：条例に直接関係なくてもいいですか。作るとかいう内容ではなくて、口話と手話と、後から手話の獲得は難しいという話をされました。例えば、バイリンガ

ルってあると思うんですが、それはすごく小さいときから両方やれば可能なことなのかどうか知りたいと思います。

学識者：バイリンガル教育を実施しているところは、まだ非常に少ないです。歴史が非常に浅いです。それが正しいかどうかの判断がまだまだできない状況だとは思っていますが、成人した様子を見ますと、手話が100%、日本語が100%できている方は非常に少ないです。手話が100%できると日本語が80%、70%、50%となってくる方が非常に多いと思います。

委員：よろしいですか。他に御質問はございますか。

委員：先ほどの話の中で、最初の市と県の役割ということで、私が一番最初、この秋に感じたことは、東員町ですが、東員町の中で手話の方が2人来てみえました。終わってから後でこの言語条例をつくるという話があったので、その人にいろいろお聞きしたのですが、東員町、いなべには手話ができる人がいない、その時の話ですが。桑名、四日市からその人たちは来ているんです。そういうネットワーク作りは今の段階ではどのような形でできているのかわからないので、そういうことを県としての役割の中で、条例としてしっかりとやっていかなければならないかと思いました。

もう1点、今、お話を聞いていろいろ本当にありがたかったのですが、この言語の考えの5つの権利というところがありました。1から5まで、これをきちっと条例の中で我々として入れていって、これをある程度きちっとした形で守っていくということにするためには、相当な力が働かないとできていけないと思ったので、この辺をどういう形で条例として入れていけばいいのか、今後のためにもいろいろ勉強させていただきたいと思っていますので、その辺についても御指導をお願い申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

委員：何かコメントがございましたら。

学識者：大変力強いお言葉をいただきありがとうございます。私自身は、日本語もできる方だと思っていますし、手話が通じないときは筆談をすることも多いんです。ですが、筆談と手話を比べてみますと、大きな違いは、筆談は文字です。文字は日本人の場合は教育が非常によかったのか、日本の教育の制度が非常に優れているので、国民ほぼ100%の方が文字は書くことができます。ですから、文字によるコミュニケーションは困ることがありませんが、手話の場合は、手話の様子を見ても手話ができる方は100%ではないですね。そこが一番大きな違いだと思っています。大きな問題でもあり、先ほどおっしゃいましたように小さな市や町、市町村の場合は周りに手話で話せる方たちがいらっしやらないということも非常に寂しい生活になっていることだと思います。手話ができる方々が少しでも増えていけば、そういった場所を支援していくことも県の役割の一つだと思っています。ですから、当面は手話ができる人達がいなくて対して、県としてネットワークを通じて手話ができる人がいるところ、いないところが補完できるように行政として市町の行政の人達とともにネットワ

ークを作れるようないい条例をつくっていただきたいと思います。

委員：ありがとうございます。よろしく。

委員：ほかに。

委員：先ほどアメリカの大学へ行かれたときのお話も少しされていましたが、アメリカでの大学のときにサポートしていただいた中身ですとか、海外で暮らしている中で、日本と違うろうあ者へのどういうサポートがあるのか教えていただきたいのと、世界的にそれぞれ国によって多少の手話の言語の違いがあると思うんですが、条例をせっかく作っていく中で、国際的にも通用するような何か形を考えた方がいいのかなと思っていますが、それについての何かアドバイスはありますか。

学識者：また別の視点からの質問をありがとうございます。アメリカに留学していましたが、当然、新しい手話を覚えなければいけませんでした。多分2年くらいかかったと思います。生活の面でも、アメリカはもともと個人社会ですので、自分のことは自分で責任を持つという行動が必要です。ですが、自分が生活上必要なことを要望すれば、法律の範囲で認めてもらうことが多かったです。大学の話に戻りますが、あらゆる場面で手話通訳が必要だということを申請しまして、授業だけではなく、先生との相談の時、又は、聞こえる学生と活動するときも手話通訳の保障がありました。また、それだけではなく、教員の皆さんと手話通訳に対する、私、ろう者に対する理解を持っていただきましたし、例えば、あるときに授業時間が迫っていました。通訳者が来ません。10分待っても来ません。その授業は私一人のために休講になりました。50人ぐらいほかに学生がいたと思いますが、それぐらい意識がある、そういう国です。そのあたり、日本とアメリカの大きな違いだと思っています。

2つ目の御質問、国際的なことですね。手話の国際的なことなのか、国際的に通じる条例、どちらの面を御質問でしょうか。

委員：後者のほうです。条例の国際的にも。

学識者：ちょっと答えにくい御質問です。国際的なことでピンと来るのは、サミットですね。サミットがあるからではありませんが、もともと三重は、何でもある三重県ですね。観光もいい名所がたくさんありますし、国際的な観光ができる場所であれば、手話による観光案内がありますよとか、そういうことをPRできると思います。先ほど災害も合わせて観光についても、何か特徴のある文を入れ込む、三重らしい県の条例になるのではないかと考えています。それを英語に訳してアピールすればいいのではないのでしょうか。

委員：2つ目の質問をしたのは、観光者もそうですし、三重県の場合は、外国にルーツを持つ人が全国的に見ると多いので、そういう視点で質問をさせていただいたのですが、少し先走っているので難しい質問だったかなと思うので、答えていただいてありがとうございました。

委員：他に。

委員：今日はありがとうございました。先生がお話をいただきました、私の娘も深川先生に教えていただきまして、そして、学んだということから非常にそれが自然体に彼女の中には入ってきているということ、ごく自然に手話が言語というような部分を感じているということも、私はそういうところから学んだというか、それが自然に入ってきたということもありまして、先生、先ほどおっしゃった県立高校で科目として保障していくということが大事ではないかということが、そのところも本当にそれを目の当たりに見ていましたので、そういうことも強く思いました。ありがとうございました。

そして、松阪市ですが、三重県の中で条例が全国でも4番目に早くにできたということで、松阪市、伊勢市もそうですが、そういうことで三重県は先ほどの観光の話も含めて三重県ならではの条例を作っていくことが大事だと思っておりますが、そういう中で、市や町との連携が大事だと思いますし、また、三重県として連携であったり責務であったりという部分、どういうところに特に重きを置いていくべきなのか。まだ条例が2つの市でできてはいますが、できるところ、そうでないところ、全国的にももちろんそういう形でありますので、そのあたりのことを教えていただければと思っています。

学識者：委員の先生、ありがとうございました。ぜひ県立校に正規の科目として手話を入れていただきたいです。多分、それが全国で初めてになると思います。市町村、特に条例がないところ、まだそちらの方が数が多いですね。そのことは他県も同じです。鳥取県の場合は、県だけで市町村の条例はまだできていません。平井知事はそのあたりをも含めた話をいつもされているように思います。市町村に対して出来る支援はするというふうに話をされています。おそらく県と市町村の関わり方ですが、ところによってそれぞれ違うと思います。ですが、県は県らしく、より広域の在り方、国の法律に沿ってできること、ぜひ条例に含めていただきたいです。

また、条例を作るだけでなく、その後、定期的に議会が責任を持って進捗状況を確認するというような仕組み作りもぜひ考えていただきたいと思います。

委員：ありがとうございます。

委員：ありがとうございました。今日、先生に聞かせていただいたことを、しっかり頑張っていきたいと思っておりますし、また、そういうところから私自身も手話を学んでいきたいと思っておりますし、余談ですが、今夜、サークルがありまして、そちらのほうにも参加させていただきますので、頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員：他にございますか。

委員：埼玉県の朝霞市は、日本手話言語条例という2種類あって、日本語対応手話と別の概念で条例を作ったみたいですが、一般的な手話というのは日本語対応手話で、朝霞市は違って、日本手話という形で条例を作ったと聞いているんですが、僕も不勉強で、あまりその違いはわからないんですが、そういう新しい、

多分進化した動きだと思うんですが、その点については御存じの点を教えていただければというのと、三重県はこれから新しく作っていくうえで、どういう方向性を持ったらいいいのかというのを教えていただけませんか。

学識者：1つ目の御質問、全国的な情報を皆さんすごく把握されていますね。まず、言葉の問題です。朝霞市が使っている日本手話という言葉、他の地域で使っている手話又は手話言語、それらが指す手話は同じです。簡単に言えばろう者が使っている手話のことです。でも、どうして日本手話、手話、手話言語というように様々な言い方になるのか。それはもともと手話という言葉が言語的イメージを持ちにくいということが一番の大きな理由だと思います。

例えば、日本語の場合は、「語」という言葉、英語、フランス語、ドイツ語、韓国語、中国語、すべて「語」がついていますね。手話の場合は「語」がついていません。今、全日本ろうあ連盟でも、はっきり（日本）手話（言）語という言葉が提案すべきではないかというような議論があると聞いています。

日本語対应手話、日本手話の区別ですが、様々な見方によって生まれ、また様々な立場によって使われる言葉です。それは日本語の場合も日本語でいろいろな形として点字もありますし、その内容は何と言いますと、点字も日本語です。これも日本語点字ということになります。それと同じように手話を使う人達の状況に合わせて様々なスタンス、スタイル、使い分けがあります。現に、今この場で私が使っている手話も、いつも家で使っている手話とはスタイルが全く違います。専門用語ではレジスターといますが、場面に合わせて口の動きを大きくしたり、逆に口を閉じたり、指先だけでやったりと様々なスタイルがあります。ですから、基本的な言葉の問題として、それはあまり深く考える必要はないと思っています。

また、いろいろな言葉の使い分けですが、いたずらにろう者社会固有の問題に突っ込むことになってしまいますので、そのことはとても心配しています。

委員：よろしいですか。ほか、ございますか。

委員：2点あります。先ほど正規の授業ということでしたが、正規の授業で手話を教えるということですが、ちゃんと単位のついた本当の正規の授業なのか、あるいは、道徳教育の中とか人権教育の中とか出前出張的な授業の中で教えていくのか、どちらなのかということと、もう1つが、内緒で教えていただきましたのですが、我々これから鳥取、神奈川、群馬の方へ行って勉強させていただくのですが、先生から見て、これ、ちょっとあかんよねとか、ちょっと不足感だとか、あるいは、ここの県のここの部分はなかなかだねみたいなものがあれば、ちょっと教えていただきたい。

学識者：2つ目の質問が印象強すぎて、1番目の質問の内容を忘れてしまいました。1番目は何でしたか。

委員：もう一回、1番目を。

委員：授業というのは正規の授業なのか、スポット的にやられているのか。

学識者：正科と申しましたが、文部科学省に方針がありますので、正規の授業とすることは簡単なことではないと思います。ですから、先ほど言われたように人権教育の一つとして入れるか、また、他の様々な方法で正規の授業ではなく、最低でも選択科目ということにする。大事なことは、手話の基本を覚えてもらうことと、ろう者に来ていただいて会う、ろう者のことを少しでも理解する、そういう時間を時間割の中で工夫いただく、そのことが大事だと思っています。

2番目の質問に関して、鳥取、群馬はどちらも時間をかけて、当事者と一緒にきちっと作っています。制定後も当事者自身が積極的にその条例を活用していろいろ活動しています。ですから、県としても助かっていると思います。条例は作ってお蔵入りというのが多いようですが、手話の条例は当事者が更に活かしていること、これが本当に意義のあることだと思っています。そのところを忘れないでください。

委員：よろしいですか。他にございますか。

それでは、今日、欠席されている委員から質問を預かっていますので、先生に大変申し訳ないですが、私からその点だけ先生にお聞きをしたいと思います。

この手話言語に関する条例を議会提案で作る場合と、我々もそうですが、知事提案で作られる場合といろんな形がありますが、場合によっては先ほどいろいろ意義の御説明とかございましたが、先生が見ていて大きな違いがあるのかどうか、そのあたり、違いがあるとか、あるいは、これから条例ができてやっていく中での展開での違いが何かあるのかどうか、そのあたりを知事提案でやる場合と議会提案でやる場合の何か違いについてお聞かせをいただけますでしょうか。

あと、もう1点、先生が地方公共団体の市や県等の条例に具体的に関わった条例は、もしご紹介いただけたら、それもお聞かせをください。

学識者：御質問、ありがとうございます。2つ目の方から申します。私自身は、鳥取の制定のときは、応援する立場でした。

次に、群馬県の場合も、応援する立場でしたが、委員の代理として一回、委員会に出席して意見を述べました。その他に、初めから最後まで委員として参加したのは、福島県郡山市の条例です。日本全国初の中核都市です。特に災害が起きたら、今現に災害が起きていますね、どういう面で力を入れればいいのかを中心に話し合いました。

1点目の御質問、議会が作る場合と行政側が作る違いですね。大きな違いといいますと、一般的な話になると思いますが、行政は条例を作るときには、必ず当事者団体にヒアリングを行う又は委員会に入っていて一緒に進めますが、議会の皆さんの場合は、選ばれた県民の皆さんが作るものですね。ですから、当事者団体に協力をいただく方法に工夫が求められるのではないかと思います。群馬県の場合は全会派でなく自民党議員による研究会を作り、当事者団体、学識経験者も委員に入っていて一緒に進めていく方法でした。

行政の方達もオブザーバーとして呼んで意見交換をしている様子を確認しています。

ですが、こちらの三重の場合は、皆さん一緒に全会派が集まって作られているとお聞きしていますので、いろいろ制限があるかとは思いますが、できる範囲で当事者団体の意見は聞いていただきたいです。制定された後、先ほど申しましたように当事者団体が更に頑張っていけることが大事ですから。あとは予算のことでしょうか、予算作りに関しては行政の方が経験を積まれているかと思えます。そのあたりは議会の皆さんのお力次第だと思いますので、頑張りたいと思います。

委員：ありがとうございました。それでは、他によろしいですか、委員の皆さん。

(発言を求める声なし)

他になれば、本日の学識者からの意見聴取を終了いたします。

大杉教授におかれましては、本当に今日はありがとうございました。

学識者：皆さん、ありがとうございました。頑張ってください。期待しております。

委員：それでは、大杉先生をお見送りしますので、暫時、休憩させていただきます、10分程度休憩させていただきます、55分から再開させていただきますので、よろしくお願いたします。(14時42分休憩)

2 その他 (14時55分再開)

委員：それでは、再開をさせていただきます。

次に、次回の第4回検討会及び次々回の第5回検討会について協議をいたします。

次回の検討会では、引き続き有識者の方からの意見聴取を行いたいと考えております。

人選については、正副座長に一任をいただいておりますので、東京都北区議会議員の齋藤りえさんに日程調整をお願いしているところです。プロフィールが配ってもらってあるかと思いますが、講師の方と委員の皆さんの御都合をお伺いしたところ、次回の検討会は、来年1月18日(月)15時からとしたいと考えております。また、第5回検討会には、聴覚障がいを持つ方や、手話に関しての関係者やその団体の方にお越しをいただいて御意見をお聞きするため、来年2月16日(火)13時から開催したいと考えております。第4回及び第5回検討会の日程及び内容について、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにいたします。

また、齋藤りえさんは聴覚障がいがあり、次回の検討会ではパワーポイントやプロジェクターを活用して講義いただく予定ですが、質疑応答には、同行する秘書の方がタイピングで齋藤さんに質問を伝え、齋藤さんからの回答を秘書が代弁するという形で質疑応答を行います。もしあらかじめ質問がわかってい

るのであれば、齋藤さんに事前にお伝えしたいと思いますので、資料2の裏面の質問用紙に質問を記入して、来年1月12日（火）までに事務局まで提出をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、現地調査について協議をいたします。

これまで先行して手話現行条例を制定している他県等を現地調査したい、あるいは、県立聾学校における手話を活用した教育等を調査したいとの御意見を賜っておりました。これについては実施の方向ですが、具体的な調査日、スケジュール等は正副座長に御一任いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

なお、この検討会が現地調査をするためには、議員派遣として議決をいただく必要がありますので、御承知おきください。

本日の議題は以上でございますが、ほかに委員の方々から御意見等ございましたら発言をお願いします。

委員：先ほど皆様方にお配りをさせていただきましたチラシですが、これは松阪市で「手と手でハートをつなぐ手話条例」が、施行1周年の記念事業としまして、全日本ろうあ連盟の創立60周年記念に制作をされた映画の主人公の大和田伸也さんを講師でお招きをして事業がございます。こちらのほうにある内容ですが、トークショーであったりミニチュア講座などもあって、きょう、大杉先生からもお話が出てましたが、高校生が行った手話パフォーマンスもこの中にはございますので、裏面にその進行内容が載っておりますので、ぜひ、こちらの方にも委員の皆様方、また、ほかの方々にも来ていただけたら嬉しいと思っております。日程が1月24日ですが、県外調査の日程等もあるかと思っております。このあたりは目白押しになってきますが、ぜひともご参加いただければと思い御紹介をさせていただきたく持ってまいりました。どうかよろしくお願いいたします。

委員：ということでしたので、もし御都合をつけていただける方がございましたら、松阪で行われる、この条例が制定されて1周年の記念事業ということで、可能な方はぜひ御参加をください。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

（発言を求める声なし）

それでは、これで本日に会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は御着席のままお待ちください。委員以外の方は御退出をお願いいたします。

(15:02 終了)